# 政治学概論Ⅱ《2024》

国際政治学(4):勢力均衡と軍備縮小

苅谷 千尋

4, Feb, 2025

### 1. 勢力均衡と軍備縮小

## 1. 安全保障のジレンマ

- 国民国家の理念と戦争の拡大
- 安全保障のジレンマ
  - 当該国の意図にかかわらず、ある国の軍備は他国に脅威感を呼び起こす
  - 。 →軍備競争へ1
  - 国政政治学の基本命題: このジレンマからいかに抜け出すか (中西寛 (2003), p.94)

## 2. 安全保障のジレンマの解決法

### 解決法1:世界国家の設立

- 少数派の自由が抑圧される可能性
  - 例:ナポレオン帝国;ヒトラー帝国

#### 解決法2:勢力均衡論

- 主権国家間の軍事力の現状維持で満足する
- 平和を希求しない
  - ウィーン体制;米ソ冷戦
  - Cf. カント『永遠平和のために』
    - 競争心の肯定 → 人類の能力の向上に寄与[^0]

国際法(Völkerrechts)の理念は、それぞれ独立して隣りあう多くの国家が分離〔分離に傍点〕していることを前提とする。……しかしそれにもかかわらず、まさにこうした状態の方が、理性の理念によるかぎり、他を制圧して世界王国を築こうとする一強大国によって諸国家が溶解してしまうよりも、ましなのである(カント、イマヌエル(宇都宮芳明訳)(2009)、pp.71-72)

#### 解決法3: 国際機構の設立

- 背景:第一次世界大戦の勃発
  - 近代戦争の悲惨さが明るみに;「経済的相互依存による平和」の崩壊
  - 。 → 勢力均衡論の失敗
  - 。 ➡ 国際連盟;国際連合へ<sup>23</sup>
- 集団安全保障

集団安全保障は、諸国があらかじめ平和を保つ条件を盟約し、それに反した侵略国に対しては他の国家が一致して制裁を加える国際機構を創設することで、侵略を抑止し、万一の侵略の場合には撃退する体制を意味する(中西 2003: 95-96)

• 国際連合の集団安全保障規定(憲章第7章「平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動」)

**第42条** 安全保障理事会は、第41条に定める措置では不充分であろうと認め、又は不充分なことが判明したと認めるときは、国際の平和及び安全の維持又は回復に必要な空軍、海軍又

は陸軍の行動をとることができる。この行動は、国際連合加盟国の空軍、海軍又は陸軍による示威、封鎖その他の行動を含むことができる(国連憲章テキスト)。

・ ➡ 個別的自衛権に取って代わることを目指す

## 3. 国際機構の失敗

### (1) 国際連盟の失敗

- 国際連盟規約への違反の解釈権を、主権国家に委ねる
- 自国が直接にかかわらない戦争に巻きこまれることを恐れる
- ・戦争に訴えない義務
  - 。 宣戦布告のない戦争は戦争ではない
  - 。 Cf. E. H. カー:国際連盟への期待を「ユートピアニズム」と呼び、その楽観論を批判

#### (2) 国際連合への期待と失敗

### 1) 五大国を中核とする安全保障理事会

- 侵略行為の認定;侵略に対する対抗措置
  - → しかし、米ソ対立により、安保理が一致して行動をとることは困難に
  - 。 →アメリカ、朝鮮戦争(1950年)時に、総会において「平和のための結集決議」を採択するよう、働きかける
    - 安保理が機能しない場合に、一定の範囲内において、総会で集団安全保障を実現するようにするためのもの(自動的に参戦を義務づけられる)
    - ➡朝鮮戦争以降、各国は「結集決議」に同意せず
    - ◆集団安全保障の非現実性が明るみに
    - →各国は、主権国家としての選択肢を守り、自衛による安全保障を目指す(中西寛 (2003), p.99)

## 2) 主権国家システムの明示

- 「すべての加盟国の主権平等 sovereign equalityの原則に基礎をおいている」(国際連合憲章第 2条)
- 「すべての国家は、他のすべての国と法上平等である権利をもっている」(国際連合憲章第5 条)

#### 4. 「恐怖」の制度化

- 軍備縮小論(アームズ・コントロール)
  - 。 背景:近代的兵器の破壊性
    - 戦場で決着つかず=銃後へと戦争は拡大、総力戦へ(戦争参加国のいずれも大きな ダメージを受ける。戦争に勝者なし)
  - ワシントン会議(1922年)
    - 米英日:主力艦削減に合意
  - → 中西:軍縮によって不安感が増す可能性あり 4
- 軍縮への高い期待
  - 。 軍備に対する素朴な見方に由来
    - 軍備=破壊の道具
  - → 中西:軍備の心理的、政治的作用を考慮せず

- 現代の軍事力
  - 。 国家を不可侵にしたり、他国を力によって支配することはできない
    - 抑止力としての機能は依然として高い
    - 味方を増やし、敵を減らすための元手(中西寛 (2003), p.114)
- Ⅱ. 歴史的アプローチと計量的アプローチ
- 1. 歴史的アプローチ(古典的アプローチ)
- (1) 国際政治学の京都学派
  - 高坂正堯; 中西寬
  - ・第5回講義を参照
- (2) 国際政治学のイングランド学派
  - イングランド学派(日本では英国学派として定着している)
    - 。 第2次世界大戦後、London School of Economisに属する研究者を中心とする研究者集団
    - 。 1990年代の計量的アプローチ(後述)の台頭を受け、それを受け入れない研究者集団により、再び注目を集める
  - 国際社会(international society)の自律性を主張
    - 。 主権国家の単なる総和ではない
    - 。 主権国家からなる空間に一定の秩序、規範が存在し、むき出しの国益の追求、暴力の正 当化を抑制する
      - 国際法;慣習;勢力均衡
        - 主権国家間の法定対等性
    - 。 国際社会はアナーキー (無秩序) ではない
      - 「ホッブズ的恐怖の状況」(歴史家・バターフィールド)
      - むき出しの権力闘争;弱肉強食
  - 方法論的特徵
    - 。 国際関係に関する古典の発掘、国際関係史と国際法史を用いて、国際社会の存在の立証 に努める

「わが国において、『国際政治理論』という名称は広く通用していないし、明解な意味もない」。英国委員会はアメリカ委員会に比べ「現代よりも歴史、科学よりも規範、方法論よりも哲学、政策よりも原則」を関心の対象としている。この表現には、これから検討してゆく英国学派の特徴が、感覚的に表れているように思われる(大中真(2020), p.7)

- 代表的研究者:マーティン・ワイト
  - 。 国際理論の3つの伝統(3つのR)(『国際理論:三つの伝統』)
    - 1. 合理主義:グロティウスら
      - 国際社会を「主権国家からなる社会」と見做す
        - 国際慣習法;戦争法規;不干渉原則;主権;勢力均衡;外交慣行
        - 主権国家の行動は、国際社会の規範により、一定の制約を受ける
    - 2. 革命主義:カント;ヴォルフ
      - 国際社会を「全人類からなる共同体」と見做す
    - 3. 現実主義:マキアヴェッリ;ホッブズ;ヴァッテル
      - 国際社会を「国際的自然状態」と見做す
- サワイト自身は、グロティウス主義に最も親近感を抱く

### 2. 計量的アプローチ(科学的アプローチ)

### 日本の代表的研究者:多湖淳

- 戦争と平和をどのように論じるべきか
  - 理論とデータを用いた科学的説明=統計学的説明の推奨
  - 。 アメリカの主流アプローチ(IRと書かれている場合、通常、このアプローチを指すほど、一般化している。IRはInternational relationsであり、文字通り、国際政治学を指すはずだが)
  - 。 戦争の個別性ではなく、戦争の一般化を目指す
    - Cf. 歴史的アプローチは、通常、個別具体的な出来事の説明を目指す
- 計量的アプローチの優位性
  - 1. 低コスト
  - 2. 共通理解を促す高い説得力
  - 3. 予測と建設的な政策議論が可能
    - 。 Cf. 歴史的アプローチは過去と現在の類似性は指摘できても、印象論にとどまる

科学が高い説得性をもつのは、透明性の高い手順で構築され、かつ妥当とされる方法論をあてはめて処理されたデータ分析の結果があり、分析の質や内容を再確認ができる形の「エビデンス」(証拠)が提示されることにある。その質と内容が再確認できることは、反論を可能にし、分析の改善を常に保証する (多湖淳 (2020), pp.19–20)

母集団とサンプルの話を踏まえ、本書は戦争を確率でとらえる。サンプルから母集団の真の値を推定するという統計学の考え方を戦争と平和の理解にも応用する(多湖淳(2020), p.28)

- 具体的な(説明・論証可能な)リサーチクエッション
  - 1. なぜ戦争は始まってしまうのか
    - 戦争は悲惨であるだけでなく、コストがかかることは常識
  - 2. どうして戦争はもっと早く終わらないのか (なぜ戦争は長引くのか)
- 研究成果
  - 1. 民主的平和論のデータによる裏付け
    - 民主的平和論=民主主義国同士は戦争をしにくい
    - 1816年から2013年までの戦争のうち、民主主義国同士の戦争はわずか2例(1974年のトルコ対キプロス;1993年のインド対パキスタン)
    - 情報の非対称性が低い(お互いに予測可能性が高く、それゆえに外交的コミュニケーションを図ることができる)
  - 2. 内戦の

#### Ⅳ. 参考文献

カント、イマヌエル(宇都宮芳明訳)(2009)『永遠平和のために』, 岩波書店、

ヒンズリー, ハリー(佐藤恭三訳) (2015) 『権力と平和の模索:国際関係史の理論と現実』, 勁草書房.

ワイト、マーティン(佐藤誠・安藤次男・龍澤邦彦・大中真・佐藤千鶴子訳)(2007)『国際理論:三つの伝統』,日本経済評論社

中西寛 (2003) 『国際政治とは何か:地球社会における人間と秩序』, 中央公論新社.

多湖淳(2020) 『戦争とは何か:国際政治学の挑戦』, 中央公論新社.

大中真(2020) 『マーティン・ワイトの国際理論:英国学派における国際法史の伝統』, 国際書院.

田畑茂二郎 (1950) 『世界政府の思想』, 岩波書店.

高坂正堯 (1964) 「いかなる国際機構が平和をもたらしうるか:f. H. Hinsley, power and pursuit of peace, 1963」. 『法学論 叢』, Vol.74, No.5, pp.124–136.

- 1. 「アメリカ国家情報長官候補「日本が攻撃的な態勢に移ればエスカレートする可能性」…上院公聴会で持論」(『読売新聞』 2025年1月31日) →
- 2. ヒンズリー, ハリー (佐藤恭三訳) (2015); 田畑茂二郎 (1950)→
- 3. 「実に、国際機構と主権国家の追求する国家的利益の関係こそ、今日の国際政治におけるもっとも基本的な問題である。もはや、国際機構は夢物語りではなくなったし、たとえ世界連邦ではなく、従って、たとえ不完全なものではあっても、国際機構は存在しているからである。また、逆に、今日の国家は相互依存の増加につれて、国際機構と無関係に国家的利益を追求することは不可能となっている。かくて、かっては純粋に理論的な問題であった主権国家と国際機構の関係は今や現実の問題となって来ているのである。われわれが国家的利益ということを否定しない限り、われわれはこの問題を充分に検討する必要がある。この書物(ヒンズリー『権力と平和の模索』)は、その問題に対する大胆で、そしてきわめて常識的な研究である。それは、科学的合理主義を排するというイギリス的な常識の産物であり、その故にこそ、科学的合理主義の支配する現代においてはきわめて大胆に見えるのかも知れない」(高坂正堯(1964), p.125) ←
- 4. 「軍縮によってひとたび緊張が緩和されても、安全保障のジレンマの存在によって、国家はときがたつにつれ、他国の軍縮の発達が自らを不利にしていると感じ、相手の動機に懸念を抱くことがしばしば起こるのである」(中西寛 (2003), p.104) ↔